主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人天坂辰雄の上告趣意(昭和四八年八月三一日付上告趣意補充書による上告趣意を含む。)のうち、違憲をいう点は、原審において主張判断を経ていない事項に関するものであり、その余は、事実誤認、単なる法令違反、量刑不当の主張であって、いずれも刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない(常習賭博の罪についても、累犯加重の規定の適用があるものと解すべきである。)。また、記録を調べても、同法四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり決定する。

昭和四八年一二月七日

最高裁判所第三小法廷

| 裁判長裁判官 | 江 | 里口 | 清 | 太 隹 |
|--------|---|----|---|------------|
| 裁判官 | 関 | 根 | 小 | 郷 |
| 裁判官 | 天 | 野 | 武 | _ |
| 裁判官 | 坂 | 本 | 吉 | 勝 |
| 裁判官 | 高 | 辻 | 正 | 己 |